

## 「事業年度の途中で就任した役員に対して、賞与は支払えるのか？」

### 1. 事業承継税制の特例措置とは？

非上場会社の株式を後継者に渡すときに贈与税または相続税の全額を納税猶予するという事業承継税制の特例措置が制定されてから 6 年が経ちました。

これによれば、先代の経営者から株式を贈与されたときに、後継者は全株式の贈与税について全額を納税猶予することができます。そして、贈与者である先代の経営者が亡くなると贈与税は免除されて、贈与されていた株式を後継者が相続したとみなされて、相続税の課税対象となります。その時点で相続税を支払うか、または事業承継税制の特例措置を適用して相続税を納税猶予するかを選択することになります。ここで相続税の納税猶予を選択すれば、株式に対応する相続税の全額を納税猶予することができます。ただし、この特例措置は令和 9 年 12 月 31 日までの贈与または相続が対象となっています。

### 2. いつから定期同額給与を支払うべきなのか？

この事業承継税制の特例措置を適用するかは、令和 9 年 12 月 31 日までに判断すればよいのですが、贈与税の納税猶予を適用するためには、「贈与する時点で、後継者について役員の就任から 3 年以上が経過していること」という要件があります。ということは、令和 6 年 12 月 31 日までに後継者を役員に就任させておく必要があるのです。もちろん、すべての会社が事業承継税制を適用するとは考えられませんが、それでも要件を満たしておかなければ、選択の余地もなくなってしまいます。

そこで、今まで従業員として、または別会社で働いていた後継者を事業年度の途中で役員に就任させたいでしょう。このときの役員報酬(定期同額給与)は、いつから支払うべきなのでしょうか？

定期同額給与とは、原則として、定時株主総会から次の定時株主総会までの各月の給与が同額であるものを指します。もし同額でない部分があれば、所得税法上は給与と

なりますが、会社の経費としては認められなくなるのです。もし、事業年度の途中で役員に就任した直後の支給時期には役員報酬を支払わず、その次の支給時期から支払い始めると 0 円の役員報酬から増額したとみなされる可能性があります。この場合、0 円と同額でない部分、つまり役員報酬の全額が経費として認められなくなるのです。そうならないために、**役員就任直後において役員報酬の支給の空白月が生じないように、役員の選任を決議する臨時株主総会等のときに、役員報酬の金額の決議も一纏に行っておくべきです。**そして、就任直後の支給時期から役員報酬を支払う必要があるのです。

### 3. 役員に就任したあとの賞与は支払えるのか？

では、従業員であった後継者が事業年度の途中で役員に就任したあと、従業員のときに約束されていた時期に賞与を支払うことはできるのでしょうか？

役員に就任したあとに賞与を支払ったとしたら、それは定期同額給与には当たらないため、会社の経費としては認められません。ただし、役員であっても事前確定届出給与を支払うことはできます。事前確定届出給与とは、事前に決めた時期に確定した金額の賞与を役員に支払うことを決定し、税務署に届け出ているものを指します。そして、届出書に記載された時期と金額が完全に一致した事前確定届出給与が役員に支払われた場合に限り、会社の経費として認められます。

税務署への届出の期限ですが、通常は定時株主総会で決議した後 1 か月以内、または事業年度開始から 4 か月以内のどちらか早い時期までとされています。ただし、**今回は事業年度の途中で役員に就任していますので、新たに役員に就任した日から 1 か月以内に税務署に届け出る必要があります。**それでも、届け出ておけば、役員に就任したあとに賞与を支払っても、会社の経費として認められることになります。

## 2024 年 11 月～お仕事備忘録～

年末年始の休みを取引先へ通知するとともに、取引先の休みを確認し、納期忘れ、資金の回収 もれがないように心がけましょう。

### 年末調整の実施

そろそろ資料を回収し、添付もれのチェックや入力作業を行っている方も多いことでしょう。従業員数の多い会社では、作業スケジュールを作成し、進捗管理をしておくことが重要です。

### 源泉徴収票等の法定調書関係の作成

給与計算の他、源泉徴収は 1 月からまた新しい年度がスタートします。記載事項に変更がないかどうか、必ず新年度の扶養控除等申告書で確認しましょう。

また当年分の締めくくりとして、給与所得の源泉徴収票の作成と交付、その合計となる法定調書合計表の作成(提出期限は 2025 年 1 月 31 日)に向けた準備を早めに行いましょう。

### 賞与支払届の提出

賞与を支払ったときは、「賞与支払届」を 5 日以内に年金事務所(健康保険組合に加入している場合は健康保険組合)へ届け出る必要があります

### マイナンバーカードと健康保険証の一体化による健康保険証の廃止

2024 年 12 月 2 日以降、健康保険証の新規発行が終了します。従来の健康保険証は 2025 年 12 月 1 日まで使用できますが、それ以降についてはマイナ保険証または資格確認書となります。大きな影響をもたらす制度改定となりますので、詳細を把握しておきましょう。

### 仕事納めの段取り確認

仕事納めまでの段取り、大掃除の役割分担、時間配分、廃棄物処理の依頼などの最終確認をしましょう。納会を行う場合は、場所の手配や、飲食物の用意などをします。また取引先に年末の挨拶回りに行く場合は、この 1 年間に取引先に弔事がなかったかどうか再確認し、失礼のないようにします。また休暇中の緊急連絡先、その他注意事項を社内に通知するとともに取引先への年末年始休暇のお知らせ、郵便物の配達休止の手続き、戸締りなどの保安措置もしましょう。

一方で、取引先の年末年始の休暇がいつになるのかを確認し、在庫調整や資金回収もれがないように心がけましょう。

## 事務所紹介

Blog と Facebook で事務所の様子や  
職員の日常を紹介しています！  
どうぞご覧下さい。

Facebook



HP



Instagram



## HAPPY BIRTHDAY

\*11月1日(金)

11 月生まれの方を事務所全員で祝いました。  
所長よりプレゼントの贈呈がありました。  
所長のお誕生日のお祝いもしました。



## プロ経営者通信 お問い合わせはこちらへ

ご意見・ご要望等ございましたら、お手数おかけしますがお電話またはメールにてご連絡をお願い致します。

電話 : 097-529-5757 (総務通信担当者宛) メール : [soumu@ideasoken.jp](mailto:soumu@ideasoken.jp)